

令和2年 第1回

南会津町議会全員協議会 会議録

南会津町議会

令和2年南会津町議会全員協議会会議録目次

1月28日(火)

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	4
個人住民税の課税漏れについて	4
◎閉会の宣告	3 1

令和2年第1回南会津町議会全員協議会

議事日程

令和2年1月28日（火曜日）午前10時20分開会

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 議題
(1) 個人住民税の課税漏れについて
- 4 閉会

出席議員（15名）

2番	馬場 浩	議員	3番	川島 進	議員
4番	湯田 芳博	議員	5番	室井 英雄	議員
6番	渡部 訓正	議員	7番	丸山 陽子	議員
8番	湯田 良一	議員	9番	大桃 英樹	議員
10番	湯田 哲	議員	11番	高野 精一	議員
12番	山内 政	議員	13番	菅家 幸弘	議員
14番	星 光久	議員	15番	楠 正次	議員
16番	室井 嘉吉	議員			

欠席議員（1名）

1番 五十嵐 芳道 議員

説明のための出席者

大宅 宗吉	町 長	渡部 正義	副 町 長
星 英雄	教 育 長	渡部 浩治	総 務 課 長
馬場 純也	税 務 課 長	居倉 雅彦	住 民 生 活 課 長
阿久津 勝英	健 康 福 祉 課 長	室井 利和	農 林 課 長
羽染 正巳	商 工 観 光 課 長	月田 啓	建 設 課 長

渡部 敏明	環境水道課長	渡部 さつき	会計室長
五十嵐 小一郎	農業委員会 事務局長	渡部 浩明	学校教育課長
遠藤 知樹	生涯学習課長	阿久津 弘典	館岩総合支所長
星 正信	伊南総合支所長	酒井 浩哉	南郷総合支所長
星 良栄	総合政策 課長補佐		

事務局職員出席者

鈴木 雄蔵	事務局長	星 貴夫	事務局長補佐
-------	------	------	--------

開会 午前10時20分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまから令和2年第1回南会津町議会全員協議会を開会いたします。

都合により欠席届のあった議員は、1番、五十嵐芳道君です。

本日の全員協議会は、町長からの申し出により、開催するものであります。

次第はお手元に配付のとおりです。



◎町長挨拶

○室井嘉吉議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

○大宅宗吉町長 本日は、議会臨時会終了後のお忙しい中、議会全員協議会の開催を申し上げましたところ、皆様方にはご了承をいただきまして、そして出席いただきましてありがとうございます。ご説明を要する案件が生じたので、まことに心苦しい限りではございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

その内容は、職員の不祥事案に係る経過と職員の懲戒処分であり、南会津町職員の懲戒処分等の公表基準に基づき、ご報告を申し上げます。

既に課税した平成30年度個人住民税において、不適切な事務処理により課税誤りが生じ、平成30年度の住民税が追加課税となる事案が発生してしまいました。

処分内容であります。納税者に多大なご迷惑をおかけし、このことで公務員としての信用を失墜させ、町民に不信感を与えた影響は重大なものであると判断いたしました。懲戒処分として戒告と決定し、きのう付で処分したものであります。

詳しい事件の概要につきましては、担当課長より説明いたさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。



◎議題

○室井嘉吉議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題について実質審議をする場ではなく、理解を深めるため、協議または意見を調整する場であります。

なお、運営は南会津町議会全員協議会等の運営に関する規定に基づき進めます。また、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、簡潔明瞭に質疑されるよう、よろしくお願いを申し上げます。

個人住民税の課税漏れについてを議題といたします。

説明をお願いします。

税務課長。

○馬場純也税務課長 税務課長の馬場純也ですが、私からは、個人住民税の課税漏れについての事案の説明をさせていただきます。

お手元の資料をごらんください。

本件は、平成30年度課税分、つまり、一番最近の昨年3月の申告分ではなくて、その1年前の申告分による課税分になります。

税務署と町の間には国税連携という仕組みがありまして、税務署で申告された分のデータは町に送られ、その逆の場合も町からデータを送るという仕組みになっております。

今回の事案は、その税務署から送られてきたデータを町のシステムに入力する際に、分離譲渡所得に関して、入力しないまま更新作業を行ってしまい、そのまま課税されていたものであります。

令和元年11月22日に課税漏れが発覚したのですが、なぜ、過去の時期が過ぎている申告分の課税漏れについて判明したかといいますと、実は、昨年8月24日にはほかの自治体の課税誤りが新聞報道されました。これは、その国税連携で送られてきたデータを町のシステムに入力していなかったという案件でありました。11月11日に町の定期監査がありまして、代表監査委員にそのことを尋ねられました。税務課としては入力しておりますとお答えしましたが、その際に、確かな入力と再度の確認を指摘、ご指導いただいたものです。

ご指摘を受けまして、11月13日から本町の町税係長が確認作業を行いました。令和元年度

課税分を確認し、それが終わりました。11月20日から平成30年度分の確認作業を行っていたところ、今回の町民の方の更正申告データがやはり国税連携で入ってきました。その際に、更正前の金額が合わないことに気がついて判明したものであります。

課税漏れの原因は、最初に申しあげましたとおり、誤った入力のまま課税したのになります。

今回の対象件数は1件でありまして、住民税額は1,028万7,800円。住民税が変更になることによりまして、後期高齢者医療保険料、介護保険料も所得階層というものが変わりました。追加徴収されるようになります。合わせて1,084万5,400円の追加課税額となりました。そのほかにも、資料では計の下に書いてあるんですが、医療機関を受診された際に、通常は窓口で1割負担なんですが、それが3割負担になるための差額負担30万3,728円が発生しております。

事案発覚後に、11月25日から本人に連絡させていただきまして、おわびと説明、納付の依頼をさせていただきました。また、本年1月10日に町議会議長及び代表監査委員に文書で事案の報告をさせていただきまして、1月16日に報道公表を行いました。

なお、1月20日にご本人から金融機関で追加課税額全額が納付されました。この資料を昨日つくったものですから記載しておりませんが、その下の医療機関窓口負担分も、本日、納入を確認しております。

今回の原因は、担当課の確認不足、処理を行った担当職員の思い込みであると考えております。今後は、職員の習熟度を高めるとともに、管理職を含めた複数人の職員で確認するなど、事務処理体制を強化し、再発防止に万全を期していきます。

以上、事案の説明をさせていただきました。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 総務課長、渡部浩治です。

事件の概要につきましては、今ほど、税務課長よりご説明のとおりであります。このたび、私のほうからは、職員に対する懲戒処分についてご報告申し上げたいと思います。

今回、不適切な事務処理につきましては、担当課長から令和2年1月9日に義務違反状況報告書が提出されまして、懲戒審査委員会を1月22日に開催しました。審査した結果、人事委員の懲戒処分の指針に示されている公金官物処理不適正に当たると判断いたしまして、指針の基準である減給または戒告のうち、過去の処分等と照らし合わせまして、戒告処分が妥当という結論をつけたものであります。あわせまして、当時の管理する立場にあった職員4名に対しましては、文書訓告といたしました。

なお、南会津町職員の懲戒処分等の公表基準では、減給以下の処分の場合、公表の内容は、処分の内容、処分年月日及び事件概要とされておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上が職員の懲戒処分の内容であります。

なお、この後、報道公表を行うこととしておりますので、何とぞよろしく願いいたします。
○室井嘉吉議長 それではこれより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 課税漏れが発覚して、その後、交渉を行い納税に至ったということ、そして、追加分に関するご納付いただいたこと、まずは、ここまでのご努力と納税していただいた方に心から敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

しかしながら、この課税漏れが発覚したということ、このような事象が起こったことについては十分反省しなくてはならないという観点から質疑させていただきたいと思えます。

私からは3つの観点から質問をさせていただきたい。

まず1つ目が、なぜこの課税漏れが発覚したとか、発生したか。そして、なぜ時間を要したか。そして3つ目が、なぜ納税義務者またはそれに係るご家族の皆様とこのような不信が生まれ、このような時間を要してしまったかということでございます。

まず1点目、なぜこのような課税漏れが発生したかという点について、伺いたいと思えます。

実は、私も職員時代、旧南郷村時代に住民税の担当をやったことがございまして、このような申告に係る入力業務というのをやったことがございます。その内容については、なかなか一般の方はわかりにくいと思いますが、非常に大変な作業だということを理解していることを踏まえて質疑させていただきたいと思うんですが、1つ目、まずは、このような入力操作、誤りがあれば、当然システムですから課税誤りというものが発生するわけですが、この報告書の中には、税務署から送付されたデータを随時、複数の担当職員で町のシステムに入力している。しかしながら、入力しなければならない所得を誤って入力した上で更新作業を行ったことで、このような課税誤りが発生してしまったというようなことでございます。

当然、税務署から来る書類については分離課税ですから、非常に大きな所得であることが多かったように思います。例えば、退職手当だってあったり、土地の売買であったり、そういったことで課税されるわけですけれども、非常に額が大きいので、恐らく、この課税金額を見る

と、やはり、その収入としても非常に大きな額だったと思います。なので、そういった額というのは、担当としても、こんなに大きいのが来たぞと。そうそうあるものではありませんから、恐らく、これ本当にどうなんだろうということとをびっくりして確認するのではないかなというふうに私は想像するんですけども、果たして、そのような当該の職員がどのような意識でやられたかということとを調査したかということと、また、この複数の担当職員でやっているということもございますが、本当に複数の職員でやっていたのかということなんです。ダブルチェックかければ、きっとこのような大きな額が移動すれば、収入として上がれば注意するのではないかなと。確認作業も行うのではないかなと思いますが、この2点について伺います。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

まず、今回の入力作業であります、税務署からのデータを取り込んで、画面上で町の税務システムに入力するペーパーレス作業になるんですが、そこで担当職員が入力しますと処理済更新となる仕組みになっております。

本来、今回のように、入力につじつまが合わない場合はエラーが表示されるんですが、それを適正に処理しながら最終更新まで進むのですが、本件は金額が余りに大きかったために、税務署から送られたデータのエラーではないかというふうに思い込んで、強制的にエラー解除をした上で更新をしてしまったものと思われまして。

思われますということなんです、本人はもちろん税の知識がありますので、そういったことをすればとんでもないことになるのは明白なわけですし、やはり、その思い込みといいますか、故意に間違いを犯したつもりでやったわけではないようでありまして、更新をしてしまった。その辺が、聞き取りでもそれ以上は聞き取りはできなかった部分があります。

それと、チェックは行っておりますが、再発防止にもかかわるんですが、結果的に、その更新されてしまったデータを閲覧程度のチェックになってしまったのではないかと。結果的に見過ごされてしまったので、そういうふうにはしか言いようがありませんが、閲覧程度のチェックしか結果的に機能しなかったというふうに考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 確定申告、皆さんされるのでおわかりかと思いますが、2月15日から3月14日まで期間があつて、さらに、そういった国税による移動であったり、退職所得などもその時期に入ってきますので、おくれて、恐らくそのようなことも報告されたのかなと思

いますが、例えば、給与支払報告書、確定申告には給与支払義務者にはその当該町村に住民の方が住んでいらっしゃる場所に送付する。紙ベースでお送りする。非常に多くの枚数が来ると私は記憶しています。何千枚という形です。お1人で何カ所も勤めていらっしゃる方においては、1人において何枚も来ますし、1カ所とは限らない。それで何千人。南会津町の町民の数を考えれば相当の枚数が来るんだろうなと思っています。

やはり、そういったところにも、もう一度目を向けなくてはいけないのかなというような観点から、例えば、そういった給与支払報告書の入力についても、非常に多い中でダブルチェック、どうやってやるのか。大変なことだと思います。さらに、確定申告を税務署経由でされた方は、確定申告書としてその写しが税務課のほうに送られてくるかと思っています。そういったことに関しても、もう一度チェックする必要があると思いますが、給与支払報告書のチェック、そして、確定申告書等の、それ以外にももしあるとすれば、そういったもののチェック体制、どのようになっているか、伺います。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

今ほどのお尋ねであります。確かに、給与支払報告書は何千枚も来ます。それは、今、ちょうど今の時期なのですが、今の時期、確認をしながら入力作業をしております。その後に、実は、税務課として申告が終わってから最終的に発付するまでの間、4月、5月の作業になるんですが、その時期にもう一度全件をチェックしております。

あと、確定申告であります。税務署から送られてきたデータは、先ほど申しあげましたように国税連携の作業になるんですが、それぞれ毎日、確定申告所の会場で申告受付しております。それにつきましては、その日のうちに違う人がもう一度チェックをしております。なぜかといいますと、かなりミスがあるもんですから、もう一回申告しなおしてもらおう。つまり、もう一回判こをもらうような作業があるので、その日のうちに処理しないとうまくいきませんので、その日のうちにチェックしているような状況にあります。

以上であります。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 ということで、もう一度確認作業をやられているということ、非常に大変かなと思うものの、やはり必要な作業なんだろうなと。

ということで、4月、5月、そして6月に普通徴収分の納税通知書をお送りするというところで、非常に忙しい時期だったのではないかなと想像いたしますが、この分離課税に伴う入力と

いうものはいつ行われたのか、伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

この件に関しましては、随時来るんですが、この件に関しましては4月1日に税務署からデータが来まして、担当職員が4月5日に入力してございます。

以上であります。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 確定申告が終わった、先ほどあったように、チェック体制、チェックを行っている間にその報告が来て、このような入力ミスが起こったということ。

また、もう一つお伺いしたいのは、これ、南郷支所で行われたのか、それとも本庁で行われた分なのかということに関して伺います。確認します。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 南郷総合支所で行われた案件であります。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 例えば、支所で行われた納税、支所に南郷地域とか伊南地域、それぞれの地域で、例えば、田島の方は田島地域で申告するので、全ての書類等はその地域で処理するような状況になっているのか、伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

先ほど申し上げました国税連携のデータは、昨年の例ですと2,000件弱、千九百何十件あるんですが、そのうち本庁分につきましては1,200件ほどになります。

本庁だけでは全件を入力する作業は間に合いませんので、各支所の分は、住所の分は各支所で入力していただいております。

以上であります。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 きょう、我々の議員の研修会、県でございまして、その際も、例えば、非常時の際に、議員定数の話になったんですね。その行政の論理で減らしていくべきばかりではないのではないか。例えば、何かあったときにどうしますかというような提起がありまして考えさせられました。どこに合わせて職員の定数管理をしていくかということも考えなくてはならないのではないかと思っています。

我が町においては、その支所においては、やはり、合併したことによって、そのような業務に当たる、例えば、今回だと税務の申告に係る部分ですが、非常に少なくなっている中で、チェック体制は強化しているというようなことで、非常に業務の負担が一定時期においては非常に重荷になっているのではないかなと、そのように想像しますが、町長、いかがお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

職員のその負担の関係だと思えますけれども、それぞれの中で、確かに職員も減っていますし、実際に業務が減っているかという、そうでもないという状況は想像するわけでありませう。

そうした中で、そうはいえ、そうとはいえますけれども、やはり、職員としてのしっかりしたそれぞれのその自分の責任、そして町の責任、これを自覚した中で、この行政の信頼をしっかりと得られるようなその行政の執行を当てるのが、与えられた私たちの使命だと思っています。

そうした中で、それも確かに一つの理由としては言われるかもしれませんが、私としては、今回の案件はそれに値しないと私はそう思っています。やはり、もっともっと厳しく当たるべきだし、実際にいろいろ状況の報告、あるいは調査もさせていただきました。そうした中で、実際には、この、こういう課題が、このようなことが起こらないような節目、節目はあったと、そのように感じています。

幾ら多くなっても、今度、逆に大勢の目がそれぞれやるだろうみたいな、そういうような、お互いを頼るといふか、そういうこともあるだろうし、少なれば手が大変で本当に間に合わないということもあろうかと思えます。しかし、与えられた中で、今現在、私たちとしては、しっかりと対応するのがその責任だと感じています。

大きな意味では、今後、将来の意味では、やはり、その辺も適正な定数管理、あるいは、その業務の管理をしっかりとやっていくということ。そして、失われた信頼をまた皆様方にしっかりと信頼いただける行政に努めていきたいと、そのように考えております。

ですから、いざれどんなことがあっても、心構えとしては、甘えは許されないと、そのように感じております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 町長の認識は何いしました。理解いたしました。

しかしながら、我々、合併から10年以上が経過している中で、やはり本庁と支所機能、このあり方については、やはり何らかの検証が必要ではないかなと思っています。住民サイドの

立場に立っても、支所に行ってもなかなか用が全て足すことができないというようなお声も伺うことがあります。そのようなことを1個1個検証しながらやるべきだと思っておりますが、やはり、このようなミスというのは、住民の皆さんに非常に大きな負担をかけてしまう、心的にも物理的にも、例えば、このような納税に係ることであれば、遅くなることによってなかなかもう一度ということ、大変なことですので、ぜひ、こういったことの再発には全庁的に、誰かがやってくれるではなくて、なぜ起こったかについては、それぞれの課であったり、係であったり、しっかり検証していただきたいなと強くお願いいたします。

次に、なぜ課税漏れに時間、ここまで要したか。先ほど、税務課長から監査の指摘があつて、他町村のそういった事案があつて、監査から指摘を受けて確認したところ、そのような事象が発覚してしまったということで、ここについては理解いたしました。

3点目の、では、なぜ、この我々議員の通知にもあつたように、公表しないことに不信があつたというようなことが発生してしまったかということについて伺いたいと思います。

まず伺いたいのは、町長として、また当事者として、この報告に当たり、納税義務者との間に、またご家族との間に、不信というか、このような関係が生じてしまったのか、認識を伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いろいろ、この結果を捉えてこう言われると、それぞれ私どもも反省すべき点はいっぱいあると思います。本当に申しわけありませんでしたけれども、このような事案が発生したことは遺憾であります。

実際にいろいろなそのチェックをしてきてやってまいった中で、このようなことが起こつたと。間違いというのは、やはり一つの間違えじゃなくて、結果を振り返ってみると、幾重にも間違っているということがまたはっきりしました。これは、やはり行政のそのいろんな仕組みとかその辺も、我々もその支所とか本庁とか関係なく、やはり、私たちとしてそれは真摯に捉えて、そして、今後、間違いが少なく、間違いを起こさないような、そのようなことを考えるべきだと思っております。

実際にはいろいろ本当に迷惑をおかけしましたけれども、この納税者ともいろいろ連絡をとってまいりました。このことに関しましては、調査といいますか、調査は町内の担当者とお話とか、そのぐらひはわかっているんですけども、やはり、これを納税者にご理解いただくということに時間かかったのかなと思います。

そうした中で、町としても、いろいろ個人情報とかその辺も配慮しなければならなかったということも配慮しまして、それは別に相手方に伺ったわけではないんですが、私どもとして配慮した結果がちょっと時間を要したのかなど。反省すべき点は、やっぱりその辺も踏まえて、やはり、今後、このようなことがないような対応を町としてもやるべきだろうと、そう思っています。

ですから、この結果が、全て私どもが本当に万全な体制でできたのかということ、そうではないということも反省しております。ですから、そのことも踏まえまして、これから、職員の連携とか、あるいは私どもの体制とか、その辺も踏まえた中で、納税者の、納税者といいますか、このような事案が生じたときの関係者との信頼関係がしっかり築けるような、もっと信頼していただけるような、そういうような対応といいますか、改めて反省しているところであります。

ですから、そんなようなことで、本当に、納税者には本当に理解していただきまして、これに関係する税金といいますか、その関係するその後期高齢のほうも全て納めていただきました。本当にありがたく思っています。

今後、このようなことがないように、町としても、私としても、しっかりと皆さん方の信頼を得られるような行政が確立できるように頑張っていきたいと思います。いろいろ、一つ一つ反省すればいろいろな課題が残った案件だったなど、そのように反省しています。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 このようなことがあってはならないものの、必ずミスというものはあるもんだと、そのような前提で仕事を進めることも非常に大事だと思います。災害に似たものかなと思っております。災害、我々、不幸にも何回も経験しているうちに上達する部分がある。認識が深まる部分がある。備えがしっかりきくようになるというようなことが、効能としては、我々が知恵を働かせて備えるというようなことにつながるんだろうと思います。

例えば、こういったことが発生したときに、どのような形で信頼感をつくっていくかということも、実は信頼関係を高めるチャンスでもあるということだと思います。これは、当事者間だけではなくて、周りの住民の皆さんも見ている、聞いている。そういった中で、ぜひ、マニュアル化ではないですが、こういった事案、発生したとき、まずどうすべきなのか、どこを明らかにして、どう調査して、どう報告すべきなのかということを執行部の中でも認識を深めていくことを心から期待したいと思います。

最後ですが、この事案ですが、納税していただいたということで解決したのかなと思っておりますが、ご当人のその了承というか、そういったものは、納税をもって理解得られたと捉え

て、我々、よろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

今回、交渉に当たりまして、税に限らずであります、何らかのトラブルがあった際に、やはり電話ではなく、直接面会して説明をさせていただくというのが、今までやってきた中で一番よい方法だというふうに私は思っております。今回につきましても、面会しての説明を重視しております。しかし、面会させてもらえないといえますか、なかなか面会していただけない状況になりまして、結果的に文書でのやり取り等になったわけなのですが、ご本人はまだまだご不満な点があります。やはり、それは、文書では失言はしないかもしれませんが、ニュアンスが伝わらない。そういう部分は非常にあって、今回、困難だなというふうに考えております。

ただ、ご本人はまだまだご不満がありまして、今後も文書でのやりとりは続くかもしれませんが、納税義務とこの件のご不満に関しては切り離して考えていただいております、全額納税をいただいているところであります。そのことに関しましては、町としては感謝をしながら、ご本人とこれからもいろいろな対応をさせていただこうと思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 納税とこの不信に関する事、この関係については別に考えて、今後でも対応していただくということでございますので、ぜひ、信頼感、得られるような形で、納得いただけるような形で進めていただけることを期待して、私の質疑を終了いたします。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これまでの説明を聞いていて、若干、私なりに不明朗な部分がありますので、質問させていただきます。

1つは、マスコミ等に公開するというか、告知するというか、その前に議会にお知らせをするというのがあったんですが、これはなぜそういうふうにしなければならないのでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 お答え申し上げます。

今回の案件ですが、件数が1件、金額も1,000万を超える金額だという非常に重大な事案だと受けとめております。これを公表するということになりますと、ある意味、個人の方が特定をされて、高額所得者が犯罪に遭うというようなところも危惧しなくてはならないというふう

に思いまして、当事者にとにかく説明をして、その上で、当事者が公表してもいいということであれば公表するというので、先ほど、大桃議員からなぜおくれたのかというようなご質問いただきましたが、その部分については、そういった配慮があって、しっかり説明をした上で公表をするということで動いてまいりました。

4番議員からも、今、議会に公表する前にマスコミにという動きはなかったのかというふうには、そういう内容の質問だと受けとめますが、これについては、これまでの議会との信頼関係の中でも、議会に説明した上で事案を報告する。つまり、議員さんがどういう中身の問題が発生しているのかわからない状況の中では、マスコミ公表を先行することは得策ではないのかなと、このように考えたところでございます。

なお、先ほど、大桃議員からご指摘がありましたように、今後の対策として、町としてその公表の基準というか、あり方を整理する必要があるのではないかなというようにお話をいただきましたが、それはご指摘のとおりだと思います。今現在、持っているのは懲戒処分の公表の基準だけであって、不祥事案が発生したときの公表基準は残念ながら当町ではまだできておりません。他の自治体を見ますと、不祥事案発生時のマニュアルといいますか、公表基準というか、そういったものを定めておりますので、今回の事例を参考にしながら、今後の対応には努めていきたい。ある意味、危機管理をしっかりやっていきたいと、このように考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 公表するのがよろしいのか、あるいは公表しなくてもいいのか。私は、私の一般的な考え方としては、公表がまずありきではないだろうと、こう思っています。ただ、当事者である納税者がどのような認識を持ってこれを納税されたのか、こここのところをしっかりと検証していく。それが次の業務の改善につながっていくだろうと、こう思います。

とすれば、実は、この報告書を見てもそうですけれども、どこで行われたかというのは、私たちに教えられていない。議員との信頼関係というけれども、具体的な事項が載っていないですよ。これで信頼関係が構築できると思いますか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 ただいまご指摘いただきましたその今回の報告案件、これ、不十分でないのかというようにお話でございますが、今回についてはこのような形で報告をさせていただきました。今、4番議員が言われましたことももっともだというふうに感じておりますので、今後、十分そこは精査をした上で対応していきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 あってはならないことが起こるということ、これは余り感情的に考えれば知られたくないものですよ。人として行動する場合、これ、誰しものが同じだと思うんです。でも、例えば、こういう事案が、議会議員は一体何をしていたんだと。議会としては、こういうことを起こさないために何か提案していたのかと、こういう町民からの声も十分出ることを考えなきゃいけない。議会議員は、執行部から出されたものを、結果をただただひたすらそれについて聞き側に回って、それで行政が執行されていくのかということになるんですよ。税務課の問題ですけれども、この問題の根っこにあるのは税務課だけじゃないですよ。例えば、入力ミスをした担当職員一個人の問題ではないです。

私は、きょう配付されたこの資料を見て、私宛てに來た郵便物がありましたけれども、何が何だかさっぱりわからなかったですよ、その郵便物。わからない物を届けられてもどうしようもない。それで、議員にあらかじめ通知をしましたと言われても、私たち議員は納得できない。その件について、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたけれども、やはり、これは個人に関係したこともございますし、議会議員の皆さんにも全てお知らせすることもできないこともご承知いただきたいと思います。

私どもも、全職員に、この案件が、このような事態が生じたということは職員に十分認識してもらう必要があります。しかし、誰々がどうしたということ、誰々の案件がどうなったということ、それを詳しく報告することはできません。

先ほど、当事者の身になってと、こう言われましたけれども、当事者も今回は1人でございますけれども、いろいろな当事者が関係する案件もあるかと思います。行政は、やはり、個人情報というものもしっかり守りながら、どのように対応していくかということ。そして、個人の意見を尊重しながら対応しなければならない。ましてや、私たちが犯したミスに関しては、余計それを気遣う必要が私はあると思っています。

ただ、基本的なものは、それはしっかり守らなければならないと思いますけれども、そういう部分で、お互いのその尊重を、お互いといいますか、本当にその被害に遭われた方の意見、それから、今後、その後のこともしっかり想像した中で、私どもがしっかり対応していかなければならないのがこの行政の役割だと思っています。

そういう意味で、本当に申しわけありませんけれども、このような事案が発生しました。こ

れは先ほど申し上げました。これは個人の問題ばかりではありません。組織としての問題もございいます。ですから、みんながその組織として共有して、今後、このようなことが発生しない、十分注意できるような体制づくりと、それから、これを十分反省した中で、それらの対策を当てていきたい。そして、先ほど税務課長も申し上げましたように、今回のこのような本当にまことに残念な状況ではございますけれども、本当に迷惑かけた関係者の皆さんに町としてもしっかり理解していただくような対応が必要であろう、必要体制をとっていきたいと、そのように考えております。

ですから、議会議員の皆さんの役割と私たちの役割、同じだと私、思っていませんし、私たちの役割もしっかりやるのが、これからのその行政の信頼回復、これが大事だと思いますので、しっかり努めていきたいと思っておりますし、また、皆さん方にも、行政に対してのいろんなご意見をいただければ本当にありがたいと思っておりますので、ぜひこれからも、皆さん方にご指導なり応援をいただくことをお願いしたいと思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 先ほどの大桃議員の質問の中で、南郷支所での作業だったということですが、私たちに知らされた中では、そのことも入っていない。個人情報を細かく教えてくれと言っているだけではない。場所が違うと、場所が認識することで、どういうふうな、いわゆる問題点がそこに隠れているんだろうと、そういう分析を私たちはすることになるわけです。場所もわからないと、お知らせをいただいても何もできない。

つまり、確かに議員は信頼できない部分もあるのかもしれませんが、しかし、議員として町民の支持を得て、町民からの信託を得てこの議場に参画しているわけですから、そこは執行部もやはり二元性の意味を十分考えながら、議員に対しての情報の提供のあり方をしっかりもう一度振り返っていただきたいというふうに思います。

そこで、もし体制に問題があるとすればどこなのか。それは、質問されている皆さんが一番よく理解していると思っております。その上で、3つの支所があるわけです。教育委員会は今、伊南にしか置かれていないわけですね。そうすると、当初の総合支所という設置のいわゆる意義、目的、あるいはその総合支所という位置づけの中で、それぞれの地域の行政をしっかり運営していこうという、それが、どこかで今、変わりつつあるんじゃないかということも検証の対象になるだろうと思っておりますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 行政のシステム、それから、あり方、やり方、これは状況の中で変わってい

くものと私は思っています。それは、変わることは決して悪いことではないと思っています。その与えられた中、また、与えた中で、それをしっかり遂行していくのがやはり行政の役割であると思っていますし、今回はそういうものでなくて、私の判断ですけれども、やはり、もう少しみんながそれぞれの自覚の中でしっかり確認をしていけば防げた課題だと、今回の件は思っています。そうした意味で、また全体のものになれば、一事が万事ということもございますので、これが本当によかったのかということも当然検証しなければならないと思っています。

先ほど、副町長のほうからも話がありましたけれども、今後、この件を一つの糧として、町のあり方、そして行政のあり方、そして職員のあり方、これを総合的な検証をして、そして信頼を得るその行政を確立していきたいと、そのように思っています。

いずれにしましても、どんな体制をとってもやるのは人間でありますし、間違いもございませし、そういう中で、間違いを防ぐ方法というものはしっかり、やはり組織としてのあり方、個人としてあり方、繰り返しになりますが、それをもう一回問い直して、精いっぱい努めていきたいと、そのように思っています。

ですから、組織で間違いを防げるんじゃなくて、最終的には人が間違いを防ぐということ。便利になればなるほど間違いも発生しやすい、逆な意味で。ですから、その辺も踏まえた中で、私としては、もう一回よく検証して、間違いのない行政を進めていく努力をしていきたいと思っています。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今回、対象になった納税者ですが、いわゆる納税をするという行為と、やはり、追加課税されたものを納税するという行為と、また、町に対するこれまでの交渉のこと、分けておられるというようなお話があったように認識しましたがけれども、この、納税はするけれども、納税すれば、いわゆるいろんな一連の関係が納得をされて、終止してで納税ではないんですか。そこのところをもう少し詳しく説明いただけますか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

今回の当該町民の方は、先ほど言いました窓口負担分はちょっと日にちがわかりませんが、そのほかの税金及び後期高齢の保険料等は1月20日に金融機関に納入されております。その後にお手紙を、ご不満の意をあらわしたようなお手紙をいただいております。

高額所得者でありますので、税金に関しては税理士さんと相談されているようでして、今回の件は、確かに出発点は町がミスをしたのですが、納税は免れないということは認識されてい

るようであります。ですから、今回、納税は行いまして、その後、先ほど言いましたような疑問に思われているような点、ご不満な点を町のほうに問いただしているものと思われまので、納得したから納税ではなくて、制度と本人の気持ちを分けて考えていらっしゃるのだなというふうに推察をしております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは、その納税はしたけれども、まだちょっと本人としては不満というか、理解が承服できない理由があるとすれば、支障のない範囲で聞かせていただけますか。どういうことなのか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 私の主観であります、今回、いろいろな交渉をさせていただく中で、何度も交渉事を振り返っております。これがまずかったのかなとか、そういったふうに考えております。

その中で、最初に申し上げましたように、面会を重視しているということで、報告文につきましても、作成しまして持参を考えておりました。ただ、その前に郵送してよこせというような要求がありましたので、郵送をしております。その際に、私は、その文書がひとり歩きするとまずいなというような考えもありまして、私名の事務連絡をつけております。その中で、例えば、先ほど争点になりました、例えば、町は報道公表をするような場合には、事前に議会等に公表するので、この書類の取り扱いに関しましては、その辺ご配慮願いますみたいなことを私は書いております。そうすると、向こうの立場にすれば、これは隠蔽にかかっているというふうに捉えられたように思います。その辺が、先ほど言いましたように、やはり、面会でしゃべる分と、その書面でやりとりする分の難しさかなと思います。その辺が、やはり最初に不信を持たれた一つの原因かなと考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうしますと、今抱えている当事者との不信感というのは、そう遠からず解消できるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 完全に和解するような終着点まで行かないかもしれませんが、少なくとも、こちらとしては、誠意をもって回答させていただくような考えでおります。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私、場所をかえ、時をかえながら申し上げておりますが、抽象的な意

見、考え方というのは幾らでも言えるんですよ。私は、その方が、根っこに、どこに、いわゆるその不平不満のもとがあるのかということを知りたいんじゃないかと思います。納税はしているわけですから。もういいじゃないかという、私たちから見るとそうですよ。なのにそれが残っているというのは、いわゆる、私は個人的な問題ではないと。もう少し組織的に考えながら、今後、こういう過ちを繰り返さない。こういう過ちをしたいと思う職員なんて誰もいませんから。誰一人いないですよ。でも、それをより確率の高いものに、起こさないような確率の高いようなものにしていくためには、私たち議会議員じゃなくて、いわゆる執行部として、どこをどういうふうに丁寧に向き合っていくということが大事なのかということ、ぜひ、抽象的な言葉じゃなくて、具体的な行動の中で示していただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も、この件に関しましては、最初、いろいろ、なかなかご本人に会えないということで、私が実際に行って、いろいろこうおわびやら、説明もさせていただきたいと思いましたが、でも、町長は来ないでくれと断られました。この件はご本人の意思を尊重するというので、私は行きませんでした。

そういう中で、今、町としての対応は、もちろんその税務課担当所管でありますけれども、もう全て正直に報告しなさいと、そう言っていました。ですから、隠すことは何もございません。ですから、何を抽象的なのか、具体的なのか、私が言われている意味がわかりませんが、私としては、しっかりとした真実のもとにお手紙も、報告で、手紙のほうでいろいろな回答をさせていただきました。

ですから、このことに関して、正直にやるということはそれ以上のことはありません。真実は1つしかありません。ですから、そういう中で、私としては、精いっぱい誠を尽くして、そして、ご理解いただくという努力を今後も続けていきたいとは思っています。

また、何回も申し上げますが、このようなことが起こらないように、組織として、そして職員として意識を高めていきたい。そのように考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 意識を高めるということはとても大事です。しかし、これほど難しいものはないと私は思っております。

前回でしたか、総務課長が議案の過ちがあつて差しかえを求めました。確かに当事者は一般

住民ではありません。しかし、こういう小さなミスが積み重なると、いわゆる町民を巻き込んだような重大な案件に発生する可能性がある。必ず大きな災害には小さな兆候が見える。交通事故についても、災害についてもそう言われています。

ですから、私は、今回のことを本当にもう二度と繰り返さないという覚悟を持ってやるのであれば、ぜひ、もう一度、職員の定員の問題や組織のあり方や、あるいは、本庁や支所との連携のあり方まで考える、みんなで議論してほしいと、こういうことを申し上げたいわけです。そのことについてどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私の先輩の首長でいらっしゃる4番議員がおっしゃること、まことに重要なことだと私は思っています。そうしたことも含めて、総合的な一つの失敗は何から起こるのかということ、もっともっと大きな問題、課題があるのではないかと、当然であります。ですから、そのようなことも含めて、町として根本からやはり検討する必要があると、そのように感じております。そのような中で、これからも検討していきたいと思っておりますので、ぜひご指導いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 議会議員の一人として、私も、執行部のあり方や、あるいは今後のやりがいのある職場づくり、こういったことになかなか結論までは出せませんが、提言をしながら一緒にまちづくりを進めていくことをお約束して、私からの質問を終わります。

○室井嘉吉議長 それでは、ほかにございませぬか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 それでは、何点か質問をしたいと思っております。

納付者の方に寄り添った形で、まず1点目、質問をしたいと思っております。

聞くとところによるんですが、納付者側は全く落ち度がない上に、しかも、納付書をいただいたときに、税金これでいいのかという問い合わせを行ったというふうに聞いているんですけども、これはまず事実ですか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

納付者にももちろん落ち度はございませぬ。ただ、税金という仕組み上、納付いただくようお願いをしてきたところでありませぬ。

あと、2点目の、税金これでいいのかというような問い合わせをしたというのは、こちらのほうでも、ご本人と話したときに、そのとき聞いたんだよみたいな話は聞いております。そのときに担当した職員は、通常、推察ではありますが、納付書が間違っているというふうには思わなかったと思われまので、そういったふうに答えたのかなと思っております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 ちょっと、課長の答弁、最後のほう、ちょっと意味不明なところがあるんですけども、しっかりと納付者の方は、私の納付する税金はこれで本当にいいんですかということを問い合わせたと、今、話をされましたけれども、問い合わせを受けた職員は、該当する人はどの人かわかりませんが、これをどういうふうに処置したのかということがまず第1点、もう納付する人がこれでいいのかよと言っているにもかかわらず、それから先が出なかったという、まず、最初、このミスですね。ミスというか、重大な誤りですね。罪と言いますか。これに対して、どういう対応をしたのか、しなかったのか、それについて伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 その際に、ご本人とお話ししたときに、ご本人の記憶、正しいと思いますが、これでいいのかというふうに聞いたけれども、これでいいんだよという、納付書どおりに納めてもらえばいいんだよというふうに答えたというふうに聞いております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 課長、違いますよ。これでいいんだよと言われたその納付者じゃなくて、それを何でそこでその先、進めなかったかということを知っているんです。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 職員は、これもやはり思い込みかもしれませんが、納付書が間違っているとは思わなかったと思われ、確認作業を怠ったということだと思います。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 非常に重大なミスというものではなくて、これはもう職務怠慢だというふうに私は思います。私も含めて完璧ではないので、ミスは、これはもう犯すというのが前提ですけども、既に相手側から来ているときに、そこでとめるなんていうことは、普通、組織上、システム上、あってはならないなというふうにまず思いますので、そこを指摘したいと思います。

次、本当に4番議員も話をしましたけれども、いろいろなシステムのそのやり方で、例えば、

入力間違えだとか、そういったことでしか書いていませんけれども、間違いじゃなくて、つまりは、このエラーを出したことをもう一回クリアするという、言葉は適当ではないかもしれませんが、うその上塗りみたいなことをやっているわけですよ。ということは、最初、納付者側からこうではないという一つ提案があったのにも、それをまずやらなかったこと。そして、エラーを消して正常にしたという、いわゆる複数違反をしているわけなんですよ、仕事上で。

そういう意味で、先ほど総務課長から、審査委員会で嚴重に懲戒処分の審査をしましたという話がありましたけれども、本当に、この審査で戒告、もうこれも厳しいことですよ、公務員にとっては。本当に、いわゆる社会通念上、照らし合わせたときに、これでいいんですか。お伺いします。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私、調査懲戒審査委員会の委員長ということで会議を取りまとめさせていただきました。その中で、まず、義務違反がどこにあるのかというのは、先ほど総務課長からお話ししたとおりでございます。それで、それぞれの職員の職責、それから上司のかかわり方、そういったものの聞き取りをし、調査懲戒審査委員会の中で審査をしたということでございます。

先ほど少し話がありましたが、4月1日にデータが税務署から入ってきた。4月5日に入力作業をしたということでございます。一方では、4月1日、人事異動の時期でございました。担当課長がかかった、そういった特殊な事情、さらに、新規採用職員が張りつけになったということで、当事者の申し立てからすれば、業務に集中できないというようなことで過ちを犯したのかなというような聞き取り結果でございます。

そういったところを踏まえると、余りにも重い処分についてはどうかということで、基準でいえば減給もしくは戒告のいずれかということで、委員会の中では、職員の職責等を踏まえると戒告が相当ということで、慎重審議、結論を出し、さらに、それに付随する管理的立場については文書訓告ということで整理しましたので、私どもとしては正しい適正な審査を行っているというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 行政のルールに従ってやったということでありますので、私、議員としては、むしろ社会通念上といいますか、社会一般というような観点で話を申し上げましたので、そこは思いは違うのかなと思いますが、それは、話の内容についてはわかりました。

それで、最後ですけれども、先ほども述べられておりましたけれども、今後、納付者とどの

ような、当然謝罪はやっておられるんですけども、ケアですね。どういった形でやっていけるのか、その点について伺います。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

納付者へのケアということではありますが、現在、お手紙をいただいております疑問点等及び例えばこの間の経過、例えば、きょう、議会の全員協議会で説明をさせていただいた。あとは、処分がこういう処分をしまして。あとは、当然これに係る報道公表等もしましたというようなことをもちろんお伝えしまして、先ほど来、いろいろ指摘いただいております再発防止に向けて邁進しますというようなことで、もちろん町長名で出させていただいて、ご理解をいただこうと思っております。

以上であります。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 本当に、今回は納付者の方がしっかりと納税をしていただけましたので、本当に頭が下がる思いです。このまま、役場のミスだろうということをつっぱね続けられたときに、最後は訴訟というような方法になるのかなと素人で考えたわけですけども、そういうふうにならなかったことは本当によかったなというふうに思います。

それで、やっぱり、最後はやはり納付者とのしっかり信頼関係を持つということに、これからですね、しっかり努めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 それでは、そのほかございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この5番の対応と再発防止策の中で、複数で確認するというふうになっています。南郷支所、各支所で税務の担当の方が何人おられますか。その職員の中で、各仕事を持っていて、これで複数で確認するというのは実際、可能なんですか。課長、お願いします。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

まず、支所の担当職員ではありますが、兼務をしておりますので、住民係ということで戸籍等も担当しておりますので、正味といいますか、税務に携わる人間は2人ですが、1. 幾らぐらいいなるかと思っております。

そして、その再発防止といいますか、複数でのチェックということではありますが、もちろん事前に講習会とかを行って習熟度を高めて再発防止に努めてまいりますが、現在考えておりますのは、具体的なシステム入力をした際に、先ほど、入力、終了、更新というような手順になっているのですが、今後は、それをそのまま更新するのではなくて、確認中ということで終了させる機能がございます。通常は、確認中なんていうのはそのままにしておく非常に紛らわしいので、更新は更新、手をつけていないのは手をつけていないというようなことでやっていたのですが、今後は、その確認中という機能で一度終了させまして、先ほど言いました閲覧的な確認ではなくて、もう一度、違う職員がその作業を行って最終更新をするような形を考えております。これにつきましては、それは、支所間であったり、本庁間であったり、つまり、最初にさわった人じゃない人がやるような形でやりますので、その辺のやりくりは可能かなというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私が思うには、各チェックする人も仕事を持っています。そして、私の見る限り、皆さん、相当仕事を頑張って兼務、兼務でやっています。その中で、本当にこのチェックがただの作業にならないかということなんです、私が言いたいのは。

というのは、例えば、エラーが出たから解除した。これは、もしかすると、いつもこれがそのシステム上にエラーがあったから、それが慣例的になっていたんじゃないですか。実は、先ほども課長が言ったとおりのミスが多かったと。確定申告のミスが多くていつも修正していたと。結局、その流れの中でこれをやっていることが多かったんじゃないでしょうか。私が思うには、私も民間で勤めていましたからわかりますが、気をつけろ、気をつけろでは事故は防げないんです。必ず、報告、相談、連絡というこのシステムが確立されて、コミュニケーションが確立されていなければ事故は起きます。皆さん、この中で、仕事が忙しい中で、そのコミュニケーションがなかなかとれていないのが現状ではないかなと私は思うんですけれども、課長、どう思いますか。

〔「課長じゃなくていい。無効な質問」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 先ほどありましたとおり、その平成30年4月、作業を行った際には、確かにその人事異動等ありまして、なかなかそれに集中できなかったり、いろいろな要因があったかと思えます。

ただ、その際には、先ほどの「報連相」ではありませんが、ちょっと間に合いませんと声を

上げるなりして、少なくとも、何らかのリカバリーといますか、そういった場合であってもそのミス犯すような状況に自分で陥っているというふうにわかったならば、例えばSOSを出すとか、何らかの手だてが必要かと思えます。その辺に、確かに人事異動直後だったので、その風通しがよくない部分があったかもしれませんが、その辺も踏まえて、今後は、こういう事例が実際に起きたわけですから、皆さんに周知して、こういうような場合にはこうしましょうというような解決策といますか、話し合いをしていきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩議員、ちょっと申し上げたいのですが、答弁するについては指名しないでください。

〔「了解しました」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 そういうことでよろしく願います。

それでは、2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 どうもすみませんでした。

その中で、私は、ちょっと、この関連の話を聞いていて一つ思ったのが、地域の住民を歩いていて、その支所で言ってもなかなか、いろいろ各地区の区長様とか住民の方から聞くお話があります。なかなか支所に行っても、相談してもらちが明かないんだよなど。そして、聞いてみますと、担当の課長の人たちが、いや、そんなの連絡受けていないと。結局、窓口で全部処理されている。連絡が行っていない状況を私はよくお話を聞きます。

やはり、そういうことが、担当のある一定の方が、もうこれでいいんだと。エラーが起きたらこれはミスなんだとって思い込んでやってしまう。そういうことが、こういう重大な欠陥になるんじゃないかなと私は思いますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

組織の、その連携不足、連絡不足、そこら辺も原因にあると私はひとつ思います。

そういうことも含めて、与えられた中、それから、我々が今後、考えていかなきゃならない中で、それをゼロにするのは難しいかもしれませんが、皆さん方には本当にしっかり対応できるような組織としての改革、意識の改革をやっていきたいと、先ほども何回も申し上げておりますけれども、それをやっていきたいと思えます。

いずれ、先ほど申し上げました、どのような体制がとろうが、どのような人数をふやそうが、やはりやるのは人間であります。ですから、一人一人の意識を高めて、そして、皆さん方の意見をしっかり聞ける、この行政としての体制づくり、心構えをみんなと一緒に、今後、確立し

ていきたいと、そのように思っています。

いろんな声、聞こえてくることも私も承知しています。しかし、100%対応できていないということも承知しています。それらを、皆さん方と一緒にやれる行政ということ、少しでも前に進めるように、私としても頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔「了解しました」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　それでは、ほかに。

10番、湯田哲君。

○10番　湯田　哲議員　気になりましたことが1つあります。エラーという言葉を使っています。国税から送られたデータを多分読み込んで、完全にもう自動的にになっているもので、この金額が出たときに、機械が多分正しかったものを訂正してエラーで、訂正してエラーだったから、そのエラーを構わずそのままやると僕は認識しました。今、話を聞いていて。

ですから、これは、ペーパーレスと言いましたから、国税から送られたものをわざわざ見ながら入力じゃなくて、機械が送られるデータを自動読み込みする、上がっていく、数字は多分正しいんでしょうね。だから、エラーのその理由はどういうものでしょうか。入力ミスのエラーじゃなくて、例えば、何億と入れたからエラーということはある得ないと思うので、機械はある数字をただして、そこに人間が人為的に入れたらエラーが出たということは、もう一回繰り返します。国税へ送られるデータを読み込みながら、それをもう一回確認の中で逆にってしまったんじゃないかと思うんですが、そのエラーの理由というのは何だったんでしょうか。入力ミスだったんでしょうか。

○室井嘉吉議長　税務課長。

○馬場純也税務課長　お答えいたします。

国税連携で来たデータに関しましては、半自動といいますか、全自動ではなくて、ほぼ読み取っていきます。それは、例えば、郵便番号を機械が読み取るような形で読み取って数値になってきます。ただし、当然、手書き原稿であったりする場合には字が潰れてエラーが、つまり、誤った金額が入ってくるような場合がありますので、その場合は手作業で直します。

そのエラーということではありますが、エラーボックスにチェックが出てエラーが出るわけなんです、それを、場合によってはエラーのままでも大丈夫だよという場合の解除の仕方もありますし、そのエラーを解除しなければ先に進めないというような場合もございます。

今回のことに関しましては、その、一番機械が納得するようなエラーを、ちょっと具体的に

その何をエラーのときに解除したのかというのはちょっとわかりませんが、そのエラーをかいぐって行って先に進んでいったということでもあります。ですから、正攻法じゃないやり方で先に進んでいったということが推察されるところであります。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 税務課長の答弁、ちょっと補足させていただきたいと思います。

国税連携で入ってくるシステム、これは、自動的にシステムに反映する部分と、職員が手入力で入れる分があるというふうな報告を受けております。今回は、その手入力で入れなくてはいけない数字の読み取りを、誤って本来出ない数字を入れたというような報告を受けております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 何を言いたいかというと、エラーの出る理由はそんなにないと思うんですよ。何兆円入れたらエラーが出るかもしれないですけども、2億、何億でも多分出ると思うんです。推測で物を言っておかしいんですけども、半入力ということは、エラーの出る理由がないと思うんですよ。500円でも入力はエラーじゃないと思うんですよ。そのエラーというのが、だから気になるから、今後、そのエラーは、半入力と言いながら数字は打ったから、エラーの出る理由がないと僕は思うんですよ。機械はこの数字が正しいということ、本人は税務局からペーパーレスで送られたデータを入力したというふうに、現場のほうと実際調べなきゃわからないんですけども、そういう意味で、エラーの理由がわからないので、今後、その分を調べてください。

要は、機械が本当は正しく言っているけども、人為的に確認の上でその数字を見て修正するというものはないことではないので、裏目に出たのかもしれないと僕は思います。ペーパーレスをうたっていれば、自動入力だと思うんですよ。その職員がある数字を打ったのは間違いがない。それで、エラーの出る理由はあるかなということをお願いいたします。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 もう一度、説明させていただきます。

国税連携システムで税務署から送られてくるPDFデータ、これを全て税の取り込みのシステムに反映できるわけではない。今回の分離所得の分については、職員が手入力に入れなくてはならないということで、半自動という表現を税務課長がしましたが、自動的に反映される部分と、手入力処理する部分と2つがあると。その手入力のほうは今回間違ってしまったというふうに聞いております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 わかりました。エラーの部分についてだけ、後で聞かせてください。手入力ではエラーもあると思います。手入力ではエラーはないですね。要は、その数字を機械が信じるわけだから。機械が何かと相違してその分が、例えば、ある範囲以外だとか、桁が違っているとかと、そのエラーを解除する理由がわからない。

わかりませんか。エラーを出す理由を後で聞かせてください。

○室井嘉吉議長 10番議員に申し上げます。

手入力でミスをしたということですから、それは素直にそういうことで理解できないんですか。

○10番 湯田 哲議員 手入力をするということは、そこでエラーをはじく。つまり、その数字が誤りだ。エラーは何で出るのかということなんですよ。

○室井嘉吉議長 税務課長。

わかるように、ひとつ説明してください。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

結果的に、そのエラーが出ないといいますか、エラーが出ない状況まで数字を、機械が納得する数字を入れて更新したということだと思われます。つまり、それは間違っただけだったということでもいいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 機械が納得しないというのは、機械は何かしら参照しながらエラーとしてはじき出すんですよ。そこで、その数字が、職員は何かゼロでも何でも入れますよね。入れたときにゼロはゼロで認識すると思うんですよ。それが、なぜエラーとやったかというのは、そのシステム自体、僕は詳しくないのでわからないんだけど、普通は、それが数字的なデータとは違うと機械がはじき出すかということ。それを、エラーの中で強引に更新したんだということが今回のこの間違いの始まりだったんだけど、その数字を訂正する部分のその数字が気になるわけですね。2億円が100万、30万、20万に修正して、機械は実はある数字が来ているにもかかわらず、それを強引に入れたからというふうに僕は認識しているので、その分はまだ今、わからないんだしたら、それは別にここで問答しても、そのシステム見ていないので。

エラーというのは、本当、何かあって間違いがあるからだ。手入力だったら数字で来ているんでしょう。PDF見えていますね。8,320万。入れますね。入れたら間違いはないじゃないで

すか。見た数字というのは。何でエラーが出るか。エラーなんか出ないじゃないですか。数字が出る、表示の不足があった、2億円は、3億円入れる。そのまま出るじゃないですか。何でエラーなんか出るんですかということを行っているんです。そのシステム。そうですよ。いくら字を見ても、手書きのを見ます、入れます、そのままのもの、エラーは出ますか。どんな数字だってエラーは出ないじゃないですか。だから、どんな数字を入れたらエラーが出るんでしょうかということを行っているんです。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

そこまで、実は、どういう作業で、エラーをかいくぐっていったというような説明を申し上げましたが、具体的な作業を私がお場で再現したわけではないので、ちょっと、今、お答えはできませんが、後で見に来ていただくとか、そういったような形でお願い……

[発言する者あり]

○馬場純也税務課長 今の時点では、ちょっと具体的にどうしたかというのはわかりません。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 ここでつかかっているわけじゃなくて、エラーが信じられないということだけ言っているだけです。ぜひ、後で出してください。結果は進んでいますし、いい方向に行っていますので。

[発言する者あり]

○10番 湯田 哲議員 いいんです。理解しました。

○室井嘉吉議長 何か、行政のほうに何か求めることがあるんならば、はっきりそれは求めてください。言われたことだつてわからないと困りますから。

○10番 湯田 哲議員 だから、こういうことです。エラーが出た理由を聞きたいと言ったけれども、その部分の情報は持っていませんからと、それでいいです。別段、その分はそこにさかのぼってみることもできませんので。いいんです。

エラーだけが信じられないなと思っているだけです。機械をやっている人間としてはそういうふう思うんです。

○室井嘉吉議長 そうしたら、それ、機械のあんばいだから、その辺のところをきちっとわかるのであれば調査をして、わからなければわからないでしょうがない。

10番。

○10番 湯田 哲議員 副町長、言われましたね。数字見ました。手書きですでもいいんで

す。それはPDFで来ようが何でもいいんです。数字は必ずある、存在しますよね。5万だろうが100万だろうが5億だろうが、数字は入れます。機械は素直に数字を認識します。エラーなんか出ないんですよ。その数字ですからね。単純に見ているから。

ただ、それは自動的に来て、機械が読み込み、半自動だと言ったから、僕は国税から来ているのはペーパーレスで、誰々というその個人ナンバーか、その分で自動的に読み込むかそれはわからないけれども、それは、簡単に合理化するために読み込みかけると「だーっ」といくと僕は思っています。

だけど、今、副町長が言われたのは、紙だから、ペーパーで写したという。でも、数字は電卓の8,000円なら8,000円で入れたの。僕の言っていること無理ありますか。数字入れたらエラーは出ないですよ。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 もう一度、説明させてください。

税務署から来るのはPDFデータです。それを取り込みます。全て自動でうちの町の課税システムに入る部分と入らない部分があります。その入らない部分を手入力しました。手入力した金額が間違っていました。それで、直してオーケーを押しました。これが今回の間違いだということで、当事者に、そんな大きい金額、間違うのかと聞いたときには、余りにも金額が大き過ぎて、そのもの自体がエラーではないかというふうに本人は勘違いしたと。そういうふうな聞き取りの中身です。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 それは、ちょっとこの書き方が悪いよね。税務署から来た国税の数字がエラーだと信じ込んで入れたという部分、書かなきゃだめじゃないですか。僕は、コンピューターの中でエラーが出て、強制更新したからという説明を聞いているでしょう。みんなもそう認識しましたよね。だから、何だそれ、機械を信じなくて、自分がやって更新しちゃって数字が反映したというふうに説明したのに、国税から来たのが数字ミスだ、自分で入れた、税額が下がったというふうに、話すストーリーが全然違うじゃないですか。と思いませんか。

エラーの理由は、それを、数字をエラーだと信じて入れたというのと、入力でエラーが出て更新したというのでは、全く別な2つのストーリーがあると思うんですけれども。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

その税務署から来た数字をそのまま入れたのではなく、違う数字を結果的に入れてしまって、

それで終了したということでもあります。ですから、信じた、信じない、その途中の作業で、説明文にも思い込みというような表現をさせていただきましたが、その辺が、税務署から来たものがエラーだったんじゃないかというふうに勘違いしたようでもあります。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 理解しました。それはそれでいいんです。それで満足しました。入力ミスだったということだけでいいんです。そこでエラーなんていう言葉、使わないほうがいいね。税務署から、国税からのほうがおかしかったとか何か、それは思い込みでありますから。わかりました。

○室井嘉吉議長 そのほかございませんか。

[発言する者なし]

○室井嘉吉議長 ほかにないようでございますので、これで個人住民税の課税漏れについてを終わります。

町長からの協議議題は終了しました。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 これをもちまして、全員協議会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございます。

閉会 午前11時51分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉